

文 書 問 題 調 査 特 別 委 員 会

開会の日時 令和6年8月23日(金)

午前9時44分開会

午後5時38分閉会

場 所 大会議室

- 議 題**
- 1 資料提出の要求について
 - 2 アンケート調査の中間報告について
 - 3 第7回(9/5)及び第8回(9/6)の委員会の証人尋問項目について
 - 4 第6回委員会(8/30)の進め方について
 - 5 本日の証人尋問の進め方について
 - 6 証人尋問について
 - 7 その他

出席者	委員	長	奥	谷	謙	一	副委員長	岸	口	みのる
	委員		松	本	裕	一	委員	庄	本	えつこ
	委員		竹	内	英	明	委員	丸	尾	まき
	委員		佐	藤	良	憲	委員	増	山	誠
	委員		上	野	英	一	委員	越	田	浩矢
	委員		伊	藤	勝	正	委員	富	山	恵二
	委員		長	岡	壯	壽	委員	黒	川	治
	委員		藤	田	孝	夫				

法的アドバイザー 弁護士 丸 山 毅

証 人		A	【秘密会】
		B	【秘密会】
		C	【秘密会】
		D	【秘密会】
		E	【秘密会】
		F	【秘密会】

会議の概要

開 会 (午前9時44分)

1 資料提出の要求について

このことについて、資料要求一覧のとおり諮ったところ、全員異議なく、委員長発言の概要のとおりとすることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

委員各位から提出のあった資料提出申出書をもとに、8月19日の理事会において協議した結果、資料要求一覧のとおり、資料の提出を求めたいと考える。

2 アンケート調査の中間報告について

このことについて、事務局から委員長試案の説明を聴取後、全員異議なく、委員長発言の概要のとおりとすることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

8月5日9時時点の回答4,568件をとりまとめたものを、アンケート調査の中間報告として公表する。なお、速やかに、本日の午後、記者発表を行うものとする。

3 第7回(9/5)及び第8回(9/6)の委員会の証人尋問項目について

このことについて諮ったところ、全員異議なく、委員長発言の概要のとおりとすることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

前回の委員会(8月2日)終了後の法的アドバイザーとの意見交換会の際に、9月5日から6日に予定している第7回及び第8回の委員会では、文書問題に関連して公益通報者保護についても尋問に追加してはどうかとの提案があり、その後、8月9日(金)の理事会においても異議はなかったところである。

については、第7回及び第8回委員会の証人尋問項目である「贈答品」に、文書問題に関連する範囲での「公益通報者保護」を加える。

第7回及び第8回の委員会に出頭を求める証人については、次回8月30日の委員会にて決定したいと考えるので、承知願う。

なお、文書問題に関連する範囲内で公益通報者保護の調査を進めることは、了解いただいたところだが、この際、公益通報者保護に関する件を本委員会の調査事項に特出しで追加し明確にすることで、今後の調査を円滑に進めたいと考える。

本件については、9月定例会での議決が必要なので、それに向けて、委員会において調査事項追加の旨を決定し、議長あて申出書を提出することとなるので、承知願う。

4 第6回委員会(8/30)の進め方について

このことについて、事務局から委員長試案の説明を聴取後、全員異議なく、委員長発言の概要のとおりとすることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

第6回委員会（8月30日）の証人尋問は5名に対して行う予定としているが、このうち、午前中の証人2名については、前回の委員会で決定したとおり非公開（秘密会）とする。

一方、午後からの証人3名のネット中継等、公開の取扱いについては、I、J氏については、本人の希望も考慮し、理事会で協議した結果、2名ともインターネット中継なし、傍聴可、報道撮影不可、録音不可という取扱いにする。知事、副知事等の特別職及び特別職経験者については、説明責任等を鑑みて、全面公開とする。

5 本日の証人尋問の進め方について

このことについて諮ったところ、全員異議なく、委員長発言の概要のとおり進めることに決した。

(奥谷謙一委員長発言の概要)

本日は、6名の証人尋問を予定している。各証人に対して、宣誓及び人定尋問を行った後、まず、私から総括尋問を行う。その後、各委員からは個別尋問として、総括尋問以外の項目及び総括尋問で不足している内容について尋問を行っていただく。

については、委員各位から提出いただいた尋問希望項目申出書をもとに、委員長が、各証人に対する総括尋問項目及び証人尋問の時間配分について、お手元配付の資料のとおり調整したので、確認願う。

時間配分については、あくまで会派ごとに割り振った目安であるので、各会派におかれては、持ち時間を使い切らずに早めに終わっていただいても結構である。逆に、持ち時間を超過する場合は、委員長から注意するので、留意願う。

また、尋問時間が50分に達するまで、残時間について、委員1人当たり5分以内を原則として追加尋問を認めたいと考えている。

続いて、証人の補助者である弁護士の同席及びメモ等の資料の持込みについてである。証人から許可願の申出が提出されているが、それぞれの申出のとおり許可する。

6 証人尋問について

○委員長（奥谷謙一）

それでは、証人尋問に入ります。証人入室のため、暫時休憩します。

再開までお待ちください。

休 憩（午前9時53分）

再 開（午前9時59分）

(以下、秘密会に入る。)

7 そ の 他

(主 な 発 言)

○上野英一委員

私がマスコミに情報を流したわけではないが、アンケート結果を理事会で出してから、今日まで情報を開示しないというのはいかがなものかと思う。かなりの量の資料であり、適切な議論や、報道を行ってもらうためにも、理事会で出したものはマスコミに提供するべきだと思う。

○委員長（奥谷謙一）

理事会で出たアンケートの案を、そのまま公開するということか。

○上野英一委員

マスコミに関しては公開するべきである。

○委員長（奥谷謙一）

公開するかどうかについては、手続上委員会で決を取らないとできないので、委員会で諮ってからでないと、公開はできない。

○上野英一委員

本会議に上げる議案については、議会運営委員会が出されて、そこで決定をするが、文書問題調査特別委員会の場合は、議会運営委員会に代わるものが理事会というような形である。そういう意味において、マスコミに一定のアンケート資料の提供はあってもいいのではないかと思う。

○委員長（奥谷謙一）

今回は理事会と委員会の間隔が空いたので、そこはまた考える。ただ、委員会で諮って決を取らないと、恐らく公開はできないと思う。

○上野英一委員

それは内部の規定ではないか。

○委員長（奥谷謙一）

委員会として取ったアンケートなので、委員全員の同意がないと、公開できないと思う。

○上野英一委員

それはここで決めたらいい話である。

○委員長（奥谷謙一）

理事会で公開を認めるということか。

○上野英一委員

その通りである。

○委員長（奥谷謙一）

それについては後刻、また協議させていただきたい。

○丸尾まき委員

情報が外へ流出し、マスコミからの問い合わせも大変な状況である。なので、情報管理の仕方として、一旦、素案を見てもらうのであれば、またそれを回収した上で、委員会で確認をするなど、臨機応変に考えてもらいたいということと、必要な範囲で、委員長が理事会後に、会見をするなど、情報発信してもらえたらというのが1点である。

もう一つは、OBのアンケートが3通だけではあるが来ており、また30日か、整理が出来る次第、皆さんにお配りしたいと思う。

○委員長（奥谷謙一）

アンケートを理事会でお配りした趣旨は、恐らくこの委員会までに内容を確認してもらい、公開していいかどうかを判断していただくために、回収せずに渡したというところである。それについては皆さんの良識に委ねたのだが、情報が漏れたことに関しては遺憾である。

閉 会（午後5時38分）